

# 明治・大正期の小作慣行——長野県北佐久郡志賀村の「小作証書」を中心に

森田 貴子

## はじめに

明治一八（一八八五）年から昭和一一（一九三六）年までに、農商務省・農林省は近代的法整備への参考のためと、増発する小作争議に対応するため、四回にわたり「小作慣行調査」を実施した。大正元（一九一二年）年「小作慣行調査」では「永小作地面積」が、大正一〇年「小作慣行調査」では「永小作」の項目がたてられ、民法施行後の小作慣行への関心が示されている。大正元年「小作慣行調査」は、「耕地整理力小作慣行ニ及ホセル影響ノ概要」、「産米検査又ハ輸出来検査力小作慣行ニ及ホセル影響ノ概要」の項目が追加され、「耕地整理」や「産米検査」に対する関心が「小作慣行調査」にあったことがうかがわれる。

さらに「小作慣行調査」では、「小作証書ノ種類有無」（明治一八年）、「小作証書ノ有無」（大正元年）、「小作契約中口約束ニ依ルモノト、小作証書ニ依リタルモノトノ凡ノ割合」（大正一〇年第一）と、「小作証書」についての調査が行われていた。全国的には、大正一〇年に至っても、不安定で証拠能力を持たない「口約束」が「全体ノ七割ヲ占メ」ていた。

従来、「小作慣行調査」に関する研究は、一九五〇年代以前は、断片的に残った明治一八年の「小作慣行調査書」の内、明らかにした史料についての紹介が行われ<sup>①</sup>、その後は、「小作慣行調査」を用い

た農村構造に関する研究が行われた<sup>②</sup>。そのため、「小作証書」については、「小作証書」の契約率については研究がすすめられたが<sup>③</sup>、「小作証書」の内容については、十分には検討されてこなかった。

長野県北佐久郡志賀村では「小作証書ニ依リタルモノ、全部」（大正一〇年第一）と報告され、明治初期から「小作証書」が作成されていた。なぜ「小作証書」は作成され、どのように形成されてきたのだろうか。

本稿は、長野県北佐久郡志賀村を取り上げ、明治一八年、明治四五（大正元）年、大正一〇年の「小作慣行調査」を用いながら、作成年代と場所の近い「小作証書」を軸に、「小作証書」のなかにあらわれた小作慣行の変遷について検討することを目的とする。以下、明治一三年の「小作之証」、明治三八年の「小作証書」、大正一〇年の「小作借受之証」について、検討をすすめる。

## 一 北佐久郡志賀村の「小作慣行調査」と小作証書

### （一）「小作慣行調査」

小作証書を検討する前に、本稿で取り上げる「小作慣行調査」と北佐久郡志賀村について概観する。農商務省・農林省が実施した全国的な小作慣行調査は、明治一八（一八八五）年、大正元（一九一二年）年、大正一〇年、昭和一一（一九三六）年の四回が発表されている。

明治一八年の「小作慣行調査」は、農商務省が明治一七年の「興行意見」で提起していた「小作条例」の起案の参考として、各府県に調査を依頼して作成したもので、三七府県の小作慣行表と小作の種類を二点をまとめ「明治十八年小作慣行調査抄」として発表された<sup>(4)</sup>。この「小作慣行調査抄」の基礎史料となる各府県の調査は断片的に残り、青森県・福島県・滋賀県・山口県等が紹介されている。長野県には、この調査の基礎資料とされたと推測されるいくつかの村の「小作慣行調査」が残されている。そのうちの一点は、明治一八年六月に、北佐久郡志賀村の旧家神津家（黒壁家）の神津包重が北佐久郡志賀村外三ヶ村戸長並木清五郎へ宛て提出した「小作慣行調査項目」<sup>(5)</sup>である。この明治一八年「小作慣行調査項目」は「第一項小作ノ種類」「第二項小作ノ期限」「第三項小作米金ノ割合」「第四項小作米金納付ノ期限」「第五項豊凶ニ因リ小作米金ヲ増減スル事及ヒ天災ノ為メ潰レ地トナリシトキノ処分」「第六項小作米金意納者ノ処分」「第七項夫食種粃等ノ貸否」「第八項小作地ニ係ル費用ノ負担」「第九項小作解約ノ処分」「第十項田圃ヲ質入書入等ニナセシトキ地主小作人ト金主トノ関係」「第十一項田圃ヲ売買セントキ新旧地主ト小作人トノ関係」「第十二項耕作作物肥料等ニ就キ小作人ノ制限」「第十三項小作証書ノ種類有無」「第十四項右ノ外地主小作人ノ間ニ特ニ定メタル約束ノ事項」の一四項の調査からなり、明治初期の志賀村の小作慣行を知ることができる。

大正元年の「小作慣行調査」の経緯は明らかではないが、日露戦争後に各府県で米穀検査が実施されたことに伴い、一部で小作争議が発生するようになるが、その展望のために実施されたものとされている<sup>(6)</sup>。小作契約の期限、小作料等、一五項目について調査したものである。

この「小作慣行調査」のため、明治四四年一月三〇日、農商務省農務局長は長野県知事に「小作慣行ノ現状」について調査し、明治四五年六月三〇日までに報告するよう照会した。長野県では、明治四四年一二月、各郡市長へ宛て「小作慣行調査」を通牒し、明治四五年六月から七月に提出された二市一六郡からの回答を、大正元年八月に「小作慣行調査」としてまとめ、農商務省へ報告した。北佐久郡については、「第一小作契約ノ期限」「第二小作終始期及小作地返付ノ方法」「第三小作料」「第四小作料納入ノ方法」「第五小作料ノ意納処分」「第六小作地ニ対スル制限」「第七小作地ニ係ル負担」「第八夫食、種粃、肥料、灌漑用具、其ノ他ノ物ノ貸否及其ノ貸与数量並弁済ノ方法」「第九田畑売買ノ際ニ於ケル新旧地主ト小作人トノ関係」「第十小作敷金及小作料ノ前納ノ有無及其額」「第十一小作証書ノ有無現ニ用フル小作証書ノ実例及契約ニ要スル費用ノ負担」「第十二以上ノ外地主及小作人間ノ特定契約事項」「第十三永小作地面積」「第十四特種ノ小作方法アレバ其ノ実例ノ概要」「第十五耕地整理カ小作慣行ニ及ホセル影響ノ概要」「第十六産米検査又ハ輸出米検査カ小作慣行ニ及ホセル影響ノ概要」の一六項目にわたる調査がなされ、明治四五年六月、志賀村を含む二八村分が「小作慣行調査」<sup>(7)</sup>にまとめられて、長野県へ報告された。この調査からは、長野県の各郡の小作慣行を知ることができる。

大正一〇年の「小作慣行調査」は、大正九年に農商務大臣の諮問機関として小作制度調査委員会が設置され、この委員会のもとで調査された。小作料減免を求める小作争議の広がりを背景に、小作契約の締結、小作契約の時期、小作料、小作料の納入、小作料の滞納等一七項目にわたる、最も詳細な調査である。この調査の基礎資料となる各村の調査は現存しており、北佐久郡志賀村についても、「第一小作契約

ノ締結」「第二小作契約ノ期間」「第三小作料」「第四小作料ノ納入」「第五小作料ノ滞納」「第六耕地整理ガ小作慣行ニ及ボセル影響」「第七穀物ノ検査（生産検査及移出検査）ト小作慣行トノ関係」「第八小作契約ノ登記及小作地ニ対スル制限」「第九地主又ハ小作人ノ賠償」「第十小作地ノ修繕改良及其負担」「第十一小作契約当事者ノ変更」「第十二契約ノ解除及消滅」「第十三土地管理人（支配人、世話人）等」「第十四以上ノ外小作ニ関スル要事項」「第十五永小作」「第十六刈分小作、其他特殊ノ小作」「第十七小作ニ関スル慣行ノ改善ヲ要スル諸点理由及其方策」の一七項目についての「小作慣行調査」<sup>⑧</sup>が残されている。この「小作慣行調査」からは、「日本の農業・農業社会史上、最も重要な転換期」<sup>⑨</sup>とされる村の慣行を知ることができる。

昭和一年の調査は、大正一〇年とほぼ同様の調査ではあるが、調査項目は一一項目に減少している。

これらから、長野県北佐久郡志賀村については、明治一八年、大正一〇年時点での志賀村の小作慣行と、明治四五年時点での北佐久郡の小作慣行として、長期的に知ることが可能である。

(二) 北佐久郡志賀村

北佐久郡志賀村は長野県東信地方に位置し、山間の寒暖差の激しい地域である。近世期の佐久郡志賀村は、「天保郷帳」（一八三四年）では二二一三・八五一石の村であり、明治以降、北佐久郡志賀村として継続し、明治二二（一八八九）年の町村制施行で北佐久郡志賀村となった。昭和三〇（一九五五）年に三井村と合併し東村となり、昭和六三年に浅間町・南佐久郡野沢町・中込町と合併し佐久市となった。

表1は、北佐久郡・長野県・全国の自作・自小作・小作の農家戸数である。北佐久郡は、全国・長野県と比べても、明治二五年から大正

表1 北佐久郡・長野県・全国の自作・自小作・小作別戸数（明治25年～大正11年）（戸）

	北佐久郡							長野県							全国						
	自作	%	自小作	%	小作	%	総数	自作	%	自小作	%	小作	%	総数	自作	%	自小作	%	小作	%	総数
明治25年	2,936	24.6	4,821	40.4	4,174	35.0	11,931	74,589	38.3	72,979	37.5	47,104	24.2	194,672	-	-	-	-	-	-	-
明治35年	2,854	23.9	4,538	38.0	4,557	38.1	11,949	68,791	35.0	78,422	39.9	49,569	25.2	196,782	-	-	-	-	-	-	-
明治41年	2,674	22.1	4,203	34.7	5,231	43.2	12,108	68,797	34.4	77,182	38.6	54,085	27.0	200,064	1,799,617	33.3	2,117,013	39.1	1,491,733	27.6	5,408,363
大正元年	2,668	21.9	4,508	37.0	5,016	41.1	12,192	68,332	33.9	80,124	39.8	52,924	26.3	201,380	1,763,840	32.4	2,176,391	40.0	1,497,820	27.5	5,438,051
大正11年	3,074	22.9	5,111	38.1	5,224	39.0	13,409	68,207	33.0	87,160	42.2	51,184	24.8	206,551	-	-	-	-	-	-	-

出典：北佐久郡・長野県は『長野県統計書』。明治41年・大正元年の全国は、農商務省農務局編「農会調査農事統計自明治36年至大正2年」『農務彙纂』第51、1915年、38-40頁。

注：明治41年全国総計は、5,448,363を修正した。

一年まで、明治四一年頃をピークに一貫して小作の割合が高いことがわかる。また長野県については、若干ながら明治二五年から大正一年にかけて自作の割合が減少し、自小作の割合が増加していくことがわかる。それに対して、北佐久郡は、大正元年にかけて自作の割合が減少し、大正一年に自作と自小作の割合がやや増加している。

(三) 明治一三年「小作之証」と明治一八年「小作慣行調査項目」

次の史料は、明治一三年三月一五日付の南佐久郡内山村の田を耕作する小作人から北佐久郡志賀村の地主へ宛てた「小作之証」である。内山村は北佐久郡志賀村に隣接し、昭和三年に中込町・平賀村と合併し、中込町となった。志賀村の地主についていることから、比較的類似した慣行を示していると考ええる。明治一三年という地租改正後、民法施行以前の小作慣行を知ることができる。

小作之証

内山村之内字相在西

一、田大枘三升蒔

此小作人米壺石式斗

右者、当明治十三年ヨリ我等小作ニ申受候処実正也、然ル上者前書小作米性相改繩俵等念入相拵年々十二月十五日限り急度相納可申候、万一相滞候ハ、請人弁済可申候、且貴殿御都合ニ寄御断有之節者速ニ返地可申候、依テ小作証如件、

明治十三年辰年三月十五日

小作人

柳沢源兵衛

印

請人

柳沢重郎左衛門

印

志賀村

神津吉助殿 (10)

「小作之証」の小作地の場所は「内山村之内字相在西」とされ、地番は記されていない。このことはどの田が契約の対象地となっているのか、地主と小作人、又は他の地主や小作人との間で、承認されている状態であることがうかがわれる。面積は、尺貫法による表記はなく、「田、大枘三升蒔」が土地の種類と面積を示している。「シヨーマキ」とは田畑の面積をあらわす単位であり、「イッシヨーマキ」は苗代に一升の種籾を蒔き、その苗を植える広さとする地域と、種籾一升を蒔く広さとする地域があった。長野県東信地方では、上田・下田による違いはあるが、多くの場合「イッシヨーマキ」は約一〇〇坪と換算していた<sup>1)</sup>。ここから「三升蒔」は約三〇〇坪(約一反)と推定される。

「此小作人米壺石式斗」が小作料で、現物納である。志賀村において小作料は、「旧来徳川時代ヨリ」続いており、小作料の基準は「小作地ノ生産物ヲ三分シ、内二分ヲ地主ガ取りテ、一分ハ諸費用ニ当テ、一分ハ地主ガ取得ス、残り一分ハ作り料トシテ小作人ガ取得スルモノ」(大正一〇年第三)とされていた。「地主六分ト小作人四分」(明治一八年第三項)ということから、明治以降の小作料は、概ね、近世期からの地主と小作人で二対一の割合の小作料が継続していたといえる。

農業技術の未発達な時期には気候や災害により生産が減収となることが多く、小作料の軽減が行われた。志賀村では「天災ノ為メ、全収穫ガ平年作ヨリ、七割以下ニ減シタ」場合は小作料が免除された(大正一〇年第三)。

志賀村での明治三五年頃までの小作料の軽減方法は、減免するか否か「収穫前、自発的ニ地主側ガ実地踏査ノ上、之ヲ決定」した。地主は「不作ノ程度ヲ通観シテ、地主相寄り」決定するか、「主ナル地主ノ発意ニヨリ、其不作ノ程度ニ応ジ、一定ノ減額歩合ヲ定メ、之ヲ小



作人ニ通告」(大正一〇年第三)する方法があった。「減額歩合ニ応ジ」  
難い小作人や、特殊の事情がある場合は、小作人の請求により(明治  
四五年第三)、「毛付ト称スル方法」で、「其歩引ヲ協定スル」ことが  
行われた(大正一〇年第三)。表1から、自作が少なく小作人が多い、  
という特徴をもつ北佐久郡では、地主の地位が上昇し、地主の決定に  
小作人が従う、という身分的關係が成立していたといえる。

不作の年に「夫食、種粃等、貸付小作」をさせる慣行は志賀村には  
なかったが、一部の地主は「地主作人トノ間、愛恋ヲ以テ」、「米粃麦  
等」を貸付ることもあった(明治一八年第七項)。

「小作之証」の、小作米の納入方法と期日は「性合相改、縄俵等念  
入相拵、納付期日は「十二月十五日限り」とされている。志賀村では、  
小作料は「十二月一日ヨリ五日間」で期日を決め、「十二月廿日ヲ限り、  
五度ニ取立ツ旨ヲ作人ト約定」(明治一八年第四項)した。五回の取  
立の内、二回分(四分)は期日までに納入され、「四分通りハ、難去  
情実ニテ翌年一、二、三、四月頃迄ニ追々延納」され、「残式分ハ未  
進滞リ」となった(明治一八年第四項)。滞納は「小作之証」に「万一、  
相滞候ハ、請人弁済可申候」とあるように、小作人本人が納入できな  
い場合は「請人ヨリ弁納」する慣行となっていた(明治一八年第六項)。

不作時の貸米が地主小作人間の「愛恋」によるものとされたように、  
地主と小作人の關係は、情誼的な關係を伴う、身分的な關係であった。  
「小作之証」は、小作契約に関する契約書ではあるが、小作人と請人  
一名が地主へ宛て小作契約の内容を述べた、片務的契約となっている。

「小作之証」の内、耕作権に関わる点としては、小作期間は「明治  
十三年ヨリ」とされ、開始時期は記されているが、期間や終了年の規  
定はない。志賀村においては「大凡一ヶ年」が慣行とされ、「小作人  
ノ無精」等で「地蕪劣スル」等の小作人に問題がある場合は、小作契

約は解消され、「三ヶ年或ハ五ヶ年」で「勉勵ノ人民」へ「貸付」ら  
れた(明治一八年第二項)。

志賀村では「二月二日田畑切替日」に作成されることが多く(明治  
一八年第一三項)、小作解約も「二月二日」を入替日として処分され  
た(明治一八年第九項)。そのため「小作之証」も、作付け前の「三  
月一五日」が作成日となっている。

その他、「小作地ニ係ル費用ノ負担」は「地主ノ負担」とされた  
(明治一八年第八項)。土地所有者の変更により小作契約は、「書入」  
の場合は「地主へ小作米金ヲ受取」り、質入の場合は「金主へ納」  
められた(明治一八年第一〇項)。田畑売買の時は「旧地主ヨリ新地  
主(買受)へ小作証書」が送られ、新地主が「旧地主ノ小作人へ貸  
渡ス」ことが「大抵」であるが、新地主が「別ニ小作人ヲ定」める  
こともあった(明治一八年第一一項)。「小作之証」には「貴殿御都  
合ニ寄御断有之節者速ニ返地」と、地主都合による地所明渡が記載  
されていた。

## 二 明治三八年「小作証書」と明治四五年「小作慣行調査書」

次の「小作証書」は、明治三八(一九〇五)年三月付の北佐久郡三  
ツ井村の小作人から地主へ宛てた「小作証文」である。三井村は志賀  
村に隣接し、昭和三〇(一九五五)年には志賀村と合併しているこ  
と、明治一八年の「小作之証」と同じ家に伝わる史料であることから、  
類似した慣行を持つといえる。当該地の地主神津邦太郎は、「黒壁家」  
と呼ばれる旧家で、明治二〇年には群馬県北甘楽郡に神津牧場を開設  
した人物である。

小作証書

長野県北佐久郡三井村大字新子田小字山峰

第百八拾番

第百八拾参番

一田貳畝六歩

一田四畝歩

第百八拾壹番

第百九拾番

一田貳畝貳拾四歩

一山林五畝貳拾壹歩

第百八拾貳番

一田拾四歩

合反別壹反五畝五歩

此蒔大枘貳升七合蒔

此小作年額米参俵 但シ一俵ニ付米四斗五升入

右貴殿御所有ノ地所、小作仕候ニ付テハ、左ノ条々ヲ特約シ、堅ク履行可致候

第一条 小作期限ハ本年ヨリ五ヶ年ト相定メ、来ル明治四拾貳年十二月限りヲ以テ満期限ト可致候

第二条 小作金穀ハ標記ノ如ク年額米参俵ト相定メ、豊凶ニ拘ハラズ、毎年拾壹月廿日ヲ限りトシ、貴家又ハ御指定ノ場所へ持参完納可致候

第三条 小作米穀ハ精撰ノ上相納可申候、万一不当ノ品相納候節ハ、御指揮ニ從ヒ納替可致候

第四条 年末ニ於テ来年度ノ小作取極ノ御都合モ可有之候ニ付、

万一第二条、第三条ニ違背シ、期日小作金穀完納不致、又ハ小作地ニシテ荒地、又ハ瘠地ナラシムルカ如キ不穩当ノ所為アル節ハ、小作年期内ト雖トモ小作地所御引揚ノ上、小作替被致候

共決シテ異議申間敷候

第五条 第二条ノ期日ニ至リ、小作金穀相滞リ候節ハ、其滞穀高

ノ該期日当時ノ相場ヲ以テ金高二引直シ、該期月ノ翌月ヨリ完納ニ至ル迄、年式割ノ利子ヲ付シ、御取立相成候共異議申間敷候

第六条 小作穀延滞ノ為メ貴殿御請求ノ節ハ、穀高ヲ金額ニ見積リ、第二条期日当時ノ相場、又ハ請求当時ノ相場ヲ以テ、御要求被成候共異議申間敷候

第七条 本約定ニ違背候為メ小作地御引揚相成候節ハ、小作地ニアル耕作物ハ貴殿ニ於テ御差押相成候ハ勿論、貴殿ニ於テ勝手ニ御引取被下候上、適宜御仕切被下候カ、又ハ売却ノ上、損害金又滞額ト御差引被下候モ異議申間敷候

第八条 小作年限中、凶年ニ遭遇シ、収獲高二非常ノ影響ヲ来タシ、為メニ小作金穀ノ減額ヲ嘆願セントスル場合ニハ、預シメ毛付ノ上相当割引ノ御承諾ヲ願出ツルハ兎角、既ニ刈取り収納ノ上ハ、何等ノ理由アルモ一切嘆願致間敷候

第九条 小作年限中ト雖トモ、小作地ノ売買譲与又ハ御手作等、万不得止理由ノ為メ、本約定ヲ履行シ能ハサル節ハ、御請求ニ因リ何時ニテモ小作地解放可致候

第十条 前条々小作本人ニ於テ履行セサル時ハ、小作本人ニ一心御請求被成候ト否トニ係ハラズ、証人ニ於テ履行可致候

右小作定書トシテ一札差入候処仍テ如件

長野県北佐久郡三ツ井村

小作人 成見仙蔵印

明治参八年参月 日

証人 中島助作印

証人 須藤嘉助印

県 郡 村

小作地の場所は、住所と地番が記され、土地の種類である田・山林とともに尺貫法による面積と「シヨーマキ」による記載がされるようになった。尺貫法による面積は、山林を含む「壹反五畝五歩」である。「シヨーマキ」による面積「此時大柵式升七合時」は、「イツシヨーマキ」を一〇〇坪とすると約二七〇坪（約九畝）となり、尺貫法の田の面積九畝一四歩にほぼ等しくなる。北佐久郡では「小作地ニ付随シテ付与、貸与、其他利用」する特例として、「山傍、川傍ナドニハ相当面積ヲ付与スルヲ普通」としていた（大正一〇（一九二二）年第一）。そのため尺貫法による田・山林を含む面積と、植付可能な土地を基準とする「シヨーマキ」による面積には違いが生じていた。

小作料は、「米参俵」の現物納で「一俵ニ付米四斗五升入」とされている。北佐久郡の俵装は、米納は「四斗五升入」、粳納は「六斗入」とされていたため（明治四五年第四）、三井村では米納であったことがわかる。粳納の場合、俵には、「口柵」ト称シテ、田畑共ニ、粳六斗俵一俵ニ対シ三升ヲ増入スルことがあったが、玄米納の場合は「口柵」「さし米」等を増入することは少なかったため（明治四五年第三）、この三俵が小作料である。小作米は「粳糶等ヲ加ヘス、乾燥充分ナルモノ、米ハ一俵拾八貫目以上」（明治四五年第四）とされた。

表2は、明治四五（大正元）年の長野県北佐久郡・長野県・全国の小作料である。実収小作料の生産高に対する割合は、上田・中田・下田いずれも六〇・一％で、全国・長野県と比べて、小作料率が高いことがわかる。畑の小作料は「米」であるが、特例として「金及麦（小麦）ヲ小作料トスル」こともあった（明治四五年第三）。小作料の軽減は、「年柄ニ依リ軽減」され、田は「普通八分」を軽減し、畑は「軽減ナキヲ

表2 長野県北佐久郡・長野県・全国の小作料（明治45年） (1反当り)

	種類	契約小作料 (石)	実収小作料 (最近5ヶ年平均) (石)	生産高 (最近5ヶ年平均) (石)	契約小作料の 生産高に対する 割合 (%)	実収小作料の 生産高に対する 割合 (%)
長野県 北佐久郡	上田 米	1.890	1.700	2.830	66.8	60.1
	中田 米	1.420	1.280	2.130	66.7	60.1
	下田 米	0.950	0.860	1.430	66.4	60.1
長野県 北佐久郡	上畑 米	1.250	1.190	1.980	63.1	60.1
	中畑 米	0.750	0.710	1.180	63.6	60.2
	下畑 米	0.250	0.240	0.400	62.5	60.0
長野県	上田 米	1.352	1.229	2.258	59.9	54.4
	中田 米	1.090	0.978	1.807	60.3	54.1
	下田 米	0.809	0.704	1.249	64.8	56.4
全国	上田 米	1.209	1.131	2.066	58.5	54.7
	中田 米	0.976	0.898	1.680	58.1	53.5
	下田 米	0.705	0.640	1.251	56.4	51.2

出典：長野県北佐久郡は「長野県北佐久郡小作慣行調査書」（長野県編『長野県史 近代史料編』第5巻（2）産業・農業、長野県史刊行会、1989年）579頁。長野県・全国は農商務省農務局編「小作慣行ニ関スル調査資料」『農務彙纂』第44、1913年）16-18頁。

注：北佐久郡の田は一毛作。北佐久郡は「玄米ヲ年貢米トスルモノハ「口柵」又ハ「さし米」ノ如キ増入ヲ徴スルモノノ例少ナシ」（580頁）。長野県の米納は「其郡市数ヲ乗シ、之ヲ合計シ、合計郡市数ヲ以テ除シタルモノヲ当該県下平均ノ類トシタリ」（17-18頁）。長野県・全国の「実収小作料中ニハ「口米」「込米」又ハ「サシ米」ノ類ヲ加算セリ」（18頁）。

通例」とした(明治四五年第三)。

小作米の納入期日は、「拾壹月廿日ヲ限り」、「貴家又ハ御指定ノ場所へ」小作人が「持参」することとなっていた。明治四五年時点では産米検査を実施していなかった長野県では、小作米は「地主ノ住宅又ハ地主カ小作管理ヲ委任セル支配人ノ住宅」に運ばれ(明治四五年第四)、小作米は「精撰ノ上」「万一不当ノ品」であれば「納替」が「小作証書」に記載された。

期日までに納められなかった場合、「小作証書」は、「滞穀高ノ該期日当時ノ相場」で「金高二引直シ」、「翌月ヨリ完納ニ至ル迄、年式割ノ利子ヲ付シ」取り立てることを記載した(第五条)。また、地主が請求した場合は「穀高ヲ金額ニ見積リ」、納期の「期日当時ノ相場」又ハ請求当時ノ相場」で地主が請求することができた(第六条)。北佐久郡では、滞納は「一部未納ハ、次ノ收穫期迄猶予」するものもあれば、「養蚕上簇迄、延期猶予」するものも現れてきた(明治四五年第五)。この場合、「利子ヲ徴スルモアリ、又徴セザルモ」あった(明治四五年第五)。「小作証書」では、滞納の「期日当時ノ相場」で金銭に換算しなおし、年二〇%の高利で完納まで取り立てられることとなっている。養蚕業が発達するに伴い、滞納分は金銭で補われるようになっていったことを示している。これらの滞納は、最終的には「小作証書」がある場合は、「保証人ニ弁納セシム」(明治四五年第五)とされ、保証人は地主にとって重要な存在となり、「小作証書」では保証人は二名となっている。

非常の凶作の年には、「小作人ノ請求」により「小作料一俵ニ付何程卜定メ、夫食ヲ貸与」され、その後「豊年」の年に利子なしで「返納」されることとなった(明治四五年第八)。

耕作権について、「小作証書」では小作期間は「五ケ年」とされ、「来

ル明治四拾貳年十二月限りヲ以テ満期限」と、期限が決められるようになっていいる。北佐久郡では、「小作人ニ於テ不都合ナキ限り、年々継続小作」され、「小作証書」が作成されている場合には、「三年乃至五年位ヲ以テ一期」としても、「小作人ニ於テ格別不都合ナキ限りハ」(明治四五年第一)期間満了後も更新された。小作継続の通告は「期限前ニ、双方何等ノ通告ナケレバ」そのまま「継続」され、もし期限満了で解約する場合は「小作人ニ迷惑ヲ掛ケシメサル様、予メ通告」することになっていた(明治四五年第一)。

「小作証書」には、小作人に「不穩当ノ所為アル節ハ、小作年期内卜雖トモ小作地所御引揚」が記されているが、小作人が「怠納(悉皆未納)一年又ハ一部未納、再三ニ及ヘハ、小作地ヲ引戻シテ之ヲ他ノ小作人」へ交替した(明治四五年第五)。また「耕耘肥培ヲ怠リ小作地ヲ悪変セシメタ」場合も、「小作契約ヲ解除」された(明治四五年第六)。このような小作人の不都合による場合は、「小作地ニアル耕作物」は地主が「差押」や「引取」をして良いことになっていた。

「小作証書」では、小作契約が「不得止理由ノ為メ」履行できなくなつた時は、地主の請求次第、「何時ニテモ小作地解放可致候」と地所明渡が記された(第九条)。期限内と雖も、地主の都合による地所入用の時は、契約を解約することはできたが、「前年十一月ヨリ翌年彼岸迄ノ間ニ於テ、作付前ナレバ其儘、若シ作付后ナレバ肥料代種子代及ヒ手間賃ノ幾分ヲ小作人ニ賠償シテ引戻」(明治四五年第一)し、「小作人カ已ニ其田地ニ対シテ翌年ノ耕耘作業ヲ施シタルカ、又ハ已ニ栽培中」の場合は、「相当ノ時価ニ見積リ賠償シテ解約ヲ為ス」(明治四五年第一)ことになっていた。このため、「小作証書」には「何時ニテモ小作地解放可致候」とはあるが、小作人に問題がない場合は、無条件で「いつでも解約可能」という訳ではなかった。



田畑売買により地主が変更する場合は、多くの場合は、「前約」のまま小作人が小作を継続できたが、継続するか否かは「新地主ノ任意」であった（明治四五年第九）。

### 三 大正一〇年「小作借受之証」と「小作慣行調書」

次の史料は、大正一〇（一九二一）年の北佐久郡志賀村の「小作慣行調書」の中に写された、志賀村の「小作借受之証」の写しである。当該地の地主神津猛は、「赤壁家」と呼ばれ長野県の旧家で、銀行家であった。

#### 小作借受之証

所在地	字	地番	地目	反別		小作料	摘要
				反	歩		
北佐久郡	辻畑	五九三八	田	壹	〇〇〇	米	壹ヶ年ニ付キ 自大正拾年二月二日
志賀村							至大正拾九年二月一日
〃	〃	五九〇八	畑	貳	五、一五	大豆	壹石五斗六升
		五九〇七				大豆	壹石二斗六升
							〃

前書貴殿御所有之地所、小作ヲ前記ノ通りニ定メ、本年ヨリ、前記約定ノ通り、拙者借受申処実正也、然ル上ハ、肥手入等十分ニ相耕、且納穀物ノ儀ハ地位相当吟味ノ上、猶俵繩等入念相改メ、年々夏物ハ七月二十日、秋物ハ十二月二十日迄ニ、貴殿倉庫へ運送斗立、皆納可申可候、若本人定期ヲ差滞候時ハ、保証人ヨリ屹

度弁納可申、且又、本人半途ニシテ、不時ノ件出来候共、保証人ニ於テ代作皆納可仕ハ勿論ナリ、然レバ我等借用中ハ、水路畔ヲ案サズ大切ニ耕守可申候、猶此地所御入用ノ節ハ促カシニヨリ時限ヲ論セズ、樹木作物等有姿ノ儘速カニ返却可申候、依之小作証連署ヲ以テ差入置申処如件

大正拾年二月二日

北佐久郡 志賀村

小作人 伊藤倉治 印

同郡 全村

保証人 伊藤正助 印

同郡 全村

保証人 神津 正 印

北佐久郡志賀村

神津猛殿<sup>(13)</sup>

「小作借受之証」から、小作地の場所は田と畑が分けられ、それぞれの反別と小作料が記されている。北佐久郡では、「田ニ畑ヲ附シテ小作」（大正一〇年第一）をさせることがあったが、「人口ノ増加」と「桑園ノ増設」等のため「組合セテ廃ス」ようになった（大正一〇年第一）。田・畑の面積は尺貫法で記され、「シヨーマキ」による記載はない。

田について、小作料は米で支払う現物納である。表3は、大正一〇年の北佐久郡志賀村の一毛作田の現物納小作料である。表4は、北佐久郡の米・大麦・小麦・黍・蕎麥・大豆・小豆・桑園の植付・播種反別である。表4から、田の植付反別は、明治二〇（一八八七）年から大正一一年まで大きな増減は見られない。表3の「実納小作料の収穫高に対する割合」は表2の明治四五年時点と比べて、明治四五年の六〇・一％からと大正一〇年の五六・〇％四九・〇％へ減少している。

表3 北佐久郡志賀村の一毛作田の現物納小作料（大正10年）（1反当り）

	契約小作料		最近実納小作料 (最近5ヶ年平均)		収穫高 (最近5ヶ年平均)		契約小作料の 収穫高に対する割合 (%)	実納小作料の 収穫高に対する割合 (%)
	種類	数量(石)	種類	数量(石)	種類	数量(石)		
一毛作田	上田	米 1.340	米 1.340	米 1.340	米 2.400		55.8	55.8
	上田	米 1.755	米 1.755	米 1.755	米 3.134		56.0	56.0
	下田	米 0.927	米 0.927	米 0.927	米 1.892		49.0	49.0

出典：「小作慣行調査 志賀村役場」（『農商務省小作官省調査』中部編Ⅰ）。

表4 長野県北佐久郡の米・大麦・小麦・黍・蕎麦・大豆・小豆・桑園の植付・播種反別（反）

	粳米	糯米	陸稲	田総計	大麦	小麦	黍	蕎麦	大豆	小豆	桑園 反別	桑園見 積反別	桑園 総計
明治20年	4,953.1	630.1	-	5,583.2	1,165.3	2,644.3	194.8	973.7	2,027.9	186.4	-	-	577.1
明治25年	4,537.5	578.0	-	5,115.5	1,161.8	2,341.9	191.2	915.9	2,013.8	201.5	961.2	46.4	1,007.6
明治35年	4,518.6	671.5	-	5,190.1	1,222.7	2,157.4	104.4	694.0	1,858.3	204.9	1,226.7	99.0	1,325.7
大正元年	4,954.0	617.9	-	5,571.9	1,004.3	1,904.6	57.2	506.3	1,505.2	243.9	2,629.4	111.5	2,740.9
大正11年	4,875.0	574.0	2.3	5,451.3	647.2	1,153.1	37.4	386.1	934.3	201.8	3,412.8	149.3	3,562.1

出典：『長野県統計書』明治20年、明治25年、明治35年、大正元年、大正11年。

表5 北佐久郡志賀村の畑の現物納小作料（大正10年）（1反当り）

	契約小作料				収穫高（最近5ヶ年平均）			契約小作料の 収穫高に対する割合 (%)	実納小作料の 収穫高に対する割合 (%)	
	種類	数量 (合)	見積り 金額	数量 (合)	見積り 金額 (円)	種類	数量			見積り 金額 (円)
下畑	麦	258	-	258	3.88	桑	6 (駄)	19.20	50.0	50.0
	大豆	258		258	5.72					
中畑	麦	568	-	568	8.42	麦	1.183 (石)	17.54	48.0	48.0
	大豆	400		400	8.84					

出典：「小作慣行調査 志賀村役場」（『農商務省小作官省調査』中部編Ⅰ）。

表6 北佐久郡志賀村の桑園の代金納小作料（大正10年）（1反当り）

種類	小作料計算の基礎となる生産額			実納小作料（最近5ヶ年間）		収穫高（最近5ヶ年平均）
	種類	数量（合）		平均実納小作料 金額（円）	毎年の小作料代金の換算に 用いた生産物の金額（円）	
桑園	上	麦	766	20.75	(6) 10.00	432.6
					(7) 17.50	
					(8) 20.83	
					(9) 12.91	
					(10) 12.91	
	大豆	425	20.75	(6) 16.50		
				(7) 23.00		
				(8) 33.00		
				(9) 16.00		
				(10) 22.00		

出典：「小作慣行調査 志賀村役場」（『農商務省小作官省調査』中部編Ⅰ）。

注：畑の「生産物の金額」欄の括弧内の数字は大正元号年。畑の平均実納小作料小作物金額20円75銭は「畑ノ当該園ノ代金計算ノ基礎タル生産物ノ数量麦七斗六升六合、大豆四斗二升五合ノ売買価格ニ対シ、一割増ノ代金ヲ示ス故、二〇円七五銭モ共ニ、同様一割高ヲ示セル」。

ここからは、大正前期には契約小作料が高率であることに変化はないが、「相対的に小作料の重みがやや緩和され、小作農民の手許に生産力上昇による増収分が獲得され始めた」(註)という養蚕地帯の地主・小作関係が確認される。

畑について「小作借受之証」の畑は、五九〇七番地・五九〇八番地を合わせて二反五畝一五歩である。この小作料は、麦二石三斗六升、大豆一石二斗六升で、麦と大豆が「一年交代」(大正一〇年第三)で納められた。しかし、この畑で、実際に麦と大豆が生産されていたかは不明である。

志賀村では、大麦・大豆が生産され、その他に小豆・小麦・黍・蕎麦が生産されていた。表5は、志賀村の畑の現物小作料である。「下畑」の例では、契約小作料は麦二斗五升八合、大豆二斗五升八合であるが、実際の収穫物は桑である。「中畑」の例では、契約小作料は麦・大豆で契約されているが、収穫物は麦・蕎麦となっている。

志賀村では、明治以前には「畑ノ小作料ハ大麦」であったが、明治以降「大麦ト大豆トヲ交代ニ納入」するようになっていた(大正一〇年第三)。表4は北佐久郡の植付・播種反別であるが、大麦・小麦・黍・蕎麦・大豆・小豆は、小豆や明治三五年の大麦を除き、概ね明治二〇年から大正一一年にかけて、植付・播種面積が減少している。収穫量が減少していったため、これらの作物の小作料を生産物で納入することが出来なくなり、小麦以外の黍・蕎麦・大豆・小豆は、「漸次、単ニ大麦、大豆ニ交換セラル、ノ傾向」があった(大正一〇年第三)。黍は「大豆ト一年交代」で大豆と黍を納める習慣であったが、大正一〇年頃には、「黍ヲ大麦ノ価格ヲ以テ、代金ニ換算シテ納入」するようになり、「小豆ハ大豆ト同価」で、「小麦ハ、大麦一斗五升ニ小麦一斗ノ割合」で換算して納入するようになった(大正一〇年第三)。桑

や蕎麦も、小作料は「麦・豆」で納入することが普通となっていた(大正一〇年第三)。小麦以外の黍・蕎麦・小豆、桑・蕎麦は、大麦に換算し、大麦で納入されるようになった。

畑の小作料は、現物納の代わりに金銭で支払われることもあり、「買次」と呼ばれた(大正一〇年第三)。買次とは基礎となる「生産物ノ、収穫当時ニ於ケル、中込町・岩村田町等ノ標準相場ノ一円高」(大正一〇年第三)を小作料とし、地主が金額を決定したものである(大正一〇年第三)。

明治三五年頃までは養蚕業が未発達であったため現物納だけであったが、「養蚕ノ発達ニ伴ヒ、小作料タル生産物ノ欠乏」により、「買次制」が増加した。大正一〇年時点では桑・畑は「大部分買次制ヲ用」いるようになっていた(大正一〇年第三)。

買次をする小作人は、「概シテ麦・大豆ノ収穫少ナキ者ナルヲ以テ、其少ナキニモ拘ハラズ現物ヲ以テ、小作料ヲ納入セシザルベカラズセバ、他ヨリ現物ヲ求メテ、之ヲ納入セザルベカラザルモノ、不便アルモノアリ、然ルニ、代金納小作ニ在リテハ其不便ナシ、又地主ニ於テモ他ヨリ購入セシメテ迄ハ麦・大豆等ヲ以テ納付セシムレバ、勢、小作人ハ悪質ノモノヲ納付スベキモ、代金納小作トスレバ其憂」(大正一〇年第三)がなかった。

表6は、北佐久郡の桑園の代金納小作料である。桑園の小作料は代金納とされ、麦、大豆に換算された(大正一〇年第三)。表5にみるように、明治三五年頃までは桑園は少なかったため、小作料は現物納であったが、「養蚕業ノ発達ニ伴ヒ」、畑は畑作物に代わって桑園が急激に増加し、代金納も増加した(大正二〇年第三)。桑園の代金納の換算は、畑の買次と同様である。「生産物ノ収穫当時ニ於ケル、中込町・岩和田町等ノ標準相場」により(大正一〇年第三)、地主が決定した

(大正一〇年第三)。全桑園の七割(大正一〇年第三)が代金納による桑園であった。

小作料の軽減は、「天災ニ因ル不作又ハ水害ノ場合」に実施され、「天災ノ為メ全收穫ガ平年作ヨリ七割以下ニ減ジタル場合」は(大正一〇年第三)小作料が免除された(大正一〇年第三)。買次小作料の場合、「生産物ノ数量ヲ現物納ニ於ケル軽減歩合ニ準ジテ軽減シ」し、その後「代金ニ換算」した(大正一〇年第三)。

従来、減免するか否かは「收穫前、自發的ニ地主側ガ実地踏査ノ上」決定していたが、明治三五年頃より、志賀村のような「山間冷部ニ於テハ、冷水及温水掛リノ差多ク、従テ其作柄ハ平坦部ノ如ク平均シ難」と「両者ノ円満ナル協定ヲ欠」くようになった。「各地主ハ、各戸ニ其作人ト協定スル」ようになり、「主トシテ毛附ノ方法ニ依リ、歩合ヲ定ムル習慣ヲナス」ようになった(大正一〇年第三)。

毛付とは、小作地で「目見当ヲ以テ、一坪当リノ株数ヲ知り、例ヘバ五十株トセバ五株ヲ立毛ノマ、ニテ集メテ握リ、其粃ノ量ヲ目測シテ一定量ヲ知り、之ヲ一千倍シテ百坪ノ量ヲ算出シ、粃ノ擦歩ヲ(其年ノ作柄ニヨリ五合又ハ五合五勺ノ如ク)定メテ米ノ量知り、其全量ノ六割ヲ小作料ト仮定シ、其ノ小作料ヨリ引イテ、其差ヲ減額ノ量」とする方法である。これに「地力ノ肥瘦、作人ノ善悪、品種ノ良否等、参酌」して、「擦歩及引歩ヲ加減」し、「減免歩合」を決定した(大正一〇年第三)。明治三五年頃以降の小作料軽減の方法の変化には、当時増加してきた小作争議を背景に、地主たちの決定による小作料軽減の通告では、簡単には従わなくなった小作人たちの存在がうかがわれ、結果的に戸毎に軽減が行われるようになったと推測される。当時、極めて稀ではあるが、小作料減免の額を巡って、地主と小作人が「両者ノ主張全ク一致シ難」い時に、その小作地の「立毛ヲ一通リ毎ニ、交

互ニ、地主ト小作人ニ於テ刈り取り、其田地ノ小作契約ヲ解除」し、これを「刈分ケ」といった(大正一〇年第十四)。この「刈分ケ」は、小作契約の解除をも辞さず、自己の権利を主張する小作人がいたことを示すものといえよう。

小作料の納入については、大正六(一九一七)年「農業倉庫業法」(法律第一五号)による、農業倉庫の設置が慣行に変化をもたらした。

農業倉庫<sup>15)</sup>は、自作農や地主が、生産した穀物や繭や小作料として受け取った穀物を受け取り、倉庫に保管するものである。農業倉庫は「業務規程」を定め、物品の保管以外に、受寄物の調整・改装・荷造、運送・販売の仲介、取次等を行った。調整とは、粃を玄米・白米に、玄米を白米に、皮麦を精麦にすることで、改装・荷造とは、生産者の入庫した粃等を一定量にして俵や込等に入替へ、一重俵装を二重俵装に替える仕事である。

農業倉庫では、寄託物を入庫した時に、農業倉庫から入庫票が寄託者(預け人)に交付された。この方法を用いて、農業倉庫では「小作米の代理収納」といって、予め地主が農業倉庫へ、小作人が小作米を直接持込むことを伝え、農業倉庫に受取と保管を依頼することができた。小作人は倉庫から交付される入庫票を地主に渡し、小作米の受渡が終了となった。

農業倉庫へ入庫する場合には、自作米でも小作米でも県の検査を受けなければならず、米と粃は、必ず入庫検査を受けなければならなかった<sup>16)</sup>。検査項目は品質・粒形・乾燥・調製・色澤・正味量・包装について行われ、品位によって検査等級が決定された。包装は長野県外に移出する玄米は二重俵装、他は一重俵装であった。包装は玄米は四斗とされた。

北佐久郡志賀村では、大正九年八月、社団法人志賀農業倉庫が経営



認可された。これにより志賀村に、四棟（五八坪）、穀物四六〇〇俵の収容力をもつ倉庫が建てられた<sup>(17)</sup>。

この農業倉庫への納入が開始すると、納入場所・俵装・品質検査等の慣行が変わった。納入場所は、「地主ノ居室」が普通であり、「大部分地主ガ自身小作人ノ居室ニ至リテ、小作米」を徴収していたが、農業倉庫設立以来、米は「農業倉庫加入者ハ農業倉庫」に「小作人ガ搬入スル」ようになった（大正一〇年第四・第七）。

俵装は「米ニアリテハ新藁ヲ以テ入念」な俵を用いることとなっていたが、農業倉庫へ入庫されるようになると、「検査規定第五条ニ依ル俵装」となった。俵の容量は、米は農業倉庫へ入れない米は「一九メ匁、四斗五舛」とされ、農業倉庫へ入庫される米は「穀物検査ノ施行」により「四斗」となった（大正一〇年第三・第七）。「込米」「入レ舛」「サシ米」は米にはなかったが、麦・豆・その他の畑作物は陸物オカモノと呼ばれ、「一斗二付キ五合宛ヲ口桝」とした（大正一〇年第三）。この差額米は「一俵二付、差額米ノ五舛宛ノ余剰ハ合計シテ、二斗以上ニ達シタル場合ハ、俵ニ容レテ納付スルコト」となった（大正一〇年第七）。

検査により、俵は解俵するため「従来、新藁ヲ用ヒタル俵装ハ、古藁ヲ使用」するようになった（大正一〇年第七）。小作米納入の際の、地主による小作米の検査は、「常識ヲ以テ其調整、其他ヲ吟味」し行われたが、決まった「一定ノ方法」はなかった（大正一〇年第三）。農業倉庫の設立により、生産検査が行われるようになり、「従来ノ普通ノ産米ニ付、小作料一俵当乾燥調製及俵装ニ要シタル費用」は検査施行後「従前ヨリ稍増加」することになった（大正一〇年第七）。

「小作借受之証」の小作契約期間は、大正一〇年二月二日から大正一九年二月一日までの九年間である。田の場合、「期間ノ定メナキモノ」が多かったが、次第に「期間ヲ定ムルモノ」が増加し（大正一〇年第

二）、「十ヶ年」（大正一〇年第二）が普通であった。桑園は「十年乃至十五ヶ年」であったが、小作人に問題がない場合は、「継続」され、地主が地所を引戻した場合は「相互間ノ情義ヲ以テ、桑株ヲ金銭ニ換算シ之ヲ賠償」した（明治四五年第二）。

「小作借受之証」には、小作人が納入できない時は「保証人ヨリ屹度弁納」とあるが、滞納の場合には「保証人ガ義務」を果たすことが稀であった（大正一〇年第五）。訴訟による強制執行は行われておらず、「保証人ニ代納ヲ迫リ、其日時ヲ達セザル時ハ契約解除」した（大正一〇年第五）。本人が「半途ニシテ不時ノ件」が起きた場合も、「保証人ニ於テ代作」し「皆納」することとされた。そのため、「小作証書」は訴訟のための対抗力としてよりも、保証人を確定するために重要となり、「小作契約ニハ必ず保証人二名ヲ附」されるようになった（大正一〇年第一）といえる。

## おわりに

本稿では、長野県北佐久郡志賀村における、明治一八（一八八五）年、明治四五（大正元、一九一〇）年、大正一〇（一九二一）年の「小作慣行調査」を用いながら、明治一三年の「小作之証」、明治三八年の「小作証書」、大正一〇年の「小作借受之証」について、小作慣行の変遷について検討してきた。その結果を、小作地、小作料の軽減、納入方法、滞納処分の観点からまとめる。

第一に、小作地の場所は明治一三年頃には、地番は記されず、面積は慣行による「シヨーマキ」によって記されていた。明治三八年頃には、住所と地番が記され、尺貫法と「シヨーマキ」が併記されるようになった。北佐久郡では、小作地に山や川に沿った土地には、それら

の土地を付与して貸し付けていた。そのため、田・山林を含む尺貫法による面積と、植付可能な土地を基準とする「シヨーマキ」による面積には違いが生じていた。大正一〇年には、田と畑は分けられ、それぞれの反別と小作料が記されるようになり、より正確に記載されるようになった。

小作料の基準は、近世期から継続したものであり、小作料は変わらなかった。しかし、生産量が増えたことにより、小作料率は低減していった。明治初期の小作料は、田は米、畑は大麥・大豆の現物納であったが、明治三五年頃から、養蚕業が発達するに伴い、畑作物の植付・播種は減少し、桑園が増加していった。このような畑では、大麥・黍・蕎麥・大豆・小豆等の農作物の生産量は減少し、これらの小作料を生産物で納入することは困難になり、小麥以外の黍・蕎麥・大豆・小豆は、大麥で納入されるようになった。さらに、畑や桑園では、買次と呼ばれる、現物納の代わりに現金で納入することも行われた。大正一〇年には、七割の桑園で買次が行われるようになっていた。小作人にとっては、現物納では大麥・大豆の収穫が少ないため、購入して納める必要があり不便であった。地主にとっては、小作人に現物を購入させて納入させると、質の悪い現物が納入されるため、現金による納入の方が望ましかった。

第二に、小作料の軽減は、志賀村においては、明治三五年頃までは、小作料を減免するか否かは、地主が実地検査の上、決定し、小作人に通告した。この減額に応じられない場合は、地主と小作人間で、「毛附」と呼ばれる方法で減額された。このような軽減方法は、地主と小作人間に情誼的な関係を伴う、身分的關係が成立しているがゆえに可能であった。明治三五年頃から、志賀村の地理的自然環境を理由に、小作料の軽減は各地主が戸毎に減額を決定するようになった。増加しつつ

ある小作争議を背景に、地主と小作人間の關係が明治初期とは違うものになっていくことを示している。

第三に、小作米の納入は、志賀村では、玄米は四斗五升の俵装で、地主の家または指定の場所へ納入することとなっていた。小作米は、精選の上、万一不当の品であれば「納替」が「小作証書」に記載されていた。しかし実際には、地主による小作米検査に決まった基準はなかった。

大正六年の「農業倉庫業法」施行に伴う農業倉庫の設置は、小作米の納入場所、俵装、小作米検査等の慣行を大きく変化させた。地主が農業倉庫加入者である場合、納入場所は、「地主ノ居宅」から農業倉庫に代わった。俵装は、新藁で「念入」に捲ることが「小作証書」に規定されていたが、農業倉庫へ入庫される米は穀物検査を受けることになり、検査により解俵するため古藁を使用するようになった。農業倉庫へ入れない米は、従来通り一俵「四斗五升」であったが、農業倉庫へ入庫する米は「四斗」に統一されることとなった。

第四に、滞納処分について、明治一三年時点で、小作人が小作米を納入できない場合は「請人」が「弁納」することとなっていた。明治四五年「小作慣行調査」では、滞納分は「期日当時ノ相場」で「金高二引直シ」、完納に至るまで年二〇%ほどの高利で取り立てることとなっていた。養蚕業が発達するに伴い、滞納分は金納で補われるようになっていった。最終的には滞納は、「小作証書」がある場合は保証人が「弁納」し、明治一三年には一名だった保証人は、明治三八年「小作証書」では二名に増加した。大正一〇年「小作慣行調査」によれば、訴訟による強制執行は行われておらず、「小作証書」は訴訟のための対抗力としてよりも、保証人を確定するために作成されるようになっていった。

「小作証書」は、明治・大正期にかけて、近代的な法制度の整備に伴う変化だけでなく、急速な産業化に伴う小作慣行の変容に応じて、緩慢ではあるが、その内容を変えていった。「小作証書」にあらわれた地主と小作人の関係は、小作に関する契約として詳細な、現状に対応したものへと変わっていった。だが、小作人と債務保証人が地主へ宛て小作契約の内容を述べる片務的契約の形式は変わることにはなかった。

注

(1) 八木澤善次「明治十八年青森縣小作慣行調査書」『社会経済史学』第四卷第一〇号、一九三五年一月、庄司吉之助「福島縣小作慣行調査書解題——並に小作料の變遷」『社会経済史学』第一〇卷第四号、一九四〇年七月、「明治一八年の小作慣行調査——福島・滋賀・山口県」『農業発達史調査会調査編集月報』第五卷第一号、一九五四年三月。

(2) 青木猛「小作慣行調査」にあらわれた水田稲作農業の特質」『農業経済研究』第四八卷第四号、一九七七年三月、沼田誠「土地慣行と村領域——『大正十年小作慣行調査』を中心にして」『駿河台経済論集』第五卷第二号、一九九六年三月、小山幸伸「『大正一〇年小作慣行調査』の実態分析(二)——千葉県東葛飾郡における耕地整理事業と小作慣行」『敬愛大学研究論集』第五九卷、二〇〇一年、柴田裕「大正十年(一九二二)小作慣行調査にみる県南部地域の実態——主として秋田県旧平鹿郡十文字村周辺諸村の場合」『秋大史学』第五八卷、二〇一二年三月等。

(3) 小山幸伸「『大正一〇年小作慣行調査』の実態分析(一)——千葉県に見る小作契約の進展状況」『敬愛大学研究論集』第五五卷、一九九八年。

(4) 同前、一一七・一二二頁。

(5) 「北佐久郡志賀村外三か村宛小作慣行調査につき神津包重上申」〔長野県編〕『長野県史 近代史料編』第五卷(二)産業 農業、長野県史刊行会、一九八九年) 五四七～五四九頁。

(6) 農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』第一卷、一九七〇年、二二頁。

明治・大正期の小作慣行——長野県北佐久郡志賀村の「小作証書」を中心に

(7) 「各都市宛小作慣行調査報告につき県通牒」(前掲『長野県史 近代史料編』第五卷(二)産業・農業、五七八～五八三頁)。

(8) 「小作慣行調査 志賀村役場」(『農商務省小作慣行調査報告』中部編I)。

(9) 岩本純明「解説『農商務省小作慣行調査報告』」日本図書センター、一九九六年、一〇頁。

(10) 前掲『長野県史 近代史料編』第五卷(二)産業 農業、五四一頁。

(11) 長野県編『長野県史 民俗編』第一卷(二)東信地方、長野県史刊行会、一九八六年、二頁。

(12) 前掲『長野県史 近代史料編』第五卷(二)産業 農業、五六四～五六五頁。

(13) 前掲『小作慣行調査 志賀村役場』。

(14) 中村政則『近代日本地主制史研究——資本主義と地主制』東京大学出版会、一九七九年、四六八頁。

(15) 小澤忠源編『農業倉庫の棗』長野県農業倉庫協会、一九三三年、二～五頁。

(16) 同前、六・一二頁。

(17) 同前、四〇頁。

(本学非常勤講師)